

## 佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この実施要領は、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱(令和4年6月1日施行。以下「要綱」という。)第23条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議)

第2条 要綱第7条第1項に定める申請者は、あらかじめ佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業事前協議書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により事前協議がなされたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業事前協議結果通知書(様式第2号)により協議した者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により通知を受けた者に対し、必要に応じて、追加の協議を求めることができる。

4 第1項及び第2項の規定は、前項の協議の規定について準用する。

(認定前の事業着手)

第3条 要綱第7条に規定する申請者は、要綱第8条に規定する認定前に補助事業に着手する必要がある場合には、あらかじめ佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定前着手届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の規定により認定前に補助事業に着手する場合は、市長から認定前着手届を受理した旨の通知を受けてから着手するものとする。この場合において、申請者は、認定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で、補助事業に着手するものとする。

3 前項に規定する通知は、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定前着手届受理通知書(様式第4号)によるものとする。

(市長が別に定める額)

第4条 要綱別表3に規定する市長が別に定める額は、次のとおりとする。

1㎡あたり5,200円

附 則

この実施要領は、令和4年6月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和5年7月3日から施行する。

附 則

この実施要領は、令和6年7月1日から施行する。

様式第1号（要領第2条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

協議者住所

氏名

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業事前協議書

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金実施要領第2条第1項の規定により、関係書類を添えて協議します。

○関係書類

- ・ トータルデザイン整備基準適合確認書（事前協議）
- ・ 事業の概要が分かる資料（位置図、配置図、平面図、立面図等）
- ・ その他参考となる資料

様式第2号（要領第2条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長 印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業事前協議結果通知書

年 月 日付けで事前協議のあった事業については、審査の結果、適当と認められるので、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金実施要領第2条第2項の規定により通知します。

なお、当通知書は、補助事業の認定及び補助金の交付を決定するものではありません。  
については、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定申請書を提出してください。

様式第3号（要領第3条関係）

年 月 日

佐賀市長 様

申請者 住 所  
氏 名 印  
電話番号

〔 法人の場合は、押印してください。  
法人以外でも、本人(代表者)が署名しない場合は、押印してください。 〕

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業認定前着手届

年 月 日付けで認定申請している事業について、認定前に補助事業に着手したいので、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金実施要領第3条第1項の規定により、次のとおり提出します。

着手する事業	<input type="checkbox"/> 建築 <input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 統合
着手予定日	
認定前着手が必要な理由	
添付書類	<input type="checkbox"/> 新築建築物の建築確認済証（建築の場合） <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類
誓約事項	<input type="checkbox"/> 認定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等を自らの責任とすることを了知した上で当該事業に着手します。 <input type="checkbox"/> 当該事業について、着手から認定を受けるまでの期間は、計画変更を行いません。

※該当する項目に☑を記入してください。

様式第4号（要領第3条関係）

佐市中振第 号  
年 月 日

様

佐賀市長

印

佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業  
認定前着手届受理通知書

年 月 日付けで提出のあった認定前着手届について受理したので、佐賀市中央大通り土地利用リニューアル支援事業補助金実施要領第3条第3項の規定により通知します。

なお、当通知書は、補助事業の認定及び補助金の交付を決定するものではありません。